

## 大会発表報告

## 外国にルーツのある児童養護施設入所児童の自立支援の取り組み －施設職員への聞き取り調査から－

和田上貴昭（日本女子大学）

南野奈津子（東洋大学）

山田勝美（山梨県立大学）

谷口純世（愛知淑徳大学）

キーワード：外国ルーツ、自立支援、エスニシティの尊重

### 1. 問題の所在

わが国における在留外国人数は増加の一途を辿っている。この傾向は今後も継続することが想定される。わが国における子ども虐待が深刻化しつつある状況のなかで、外国ルーツを持つ子どもたちの抱える課題もまた増大するとともに、深刻化している。南野（2020, 136）は、日本において社会的に弱い立場に置かれる子育て世帯や母子世帯の生活状況が施設において十分に支えられていない状況において、同様に社会で弱い立場に置かれる外国人の子どもの家庭が社会的に不利な状況に置かれ、家族問題を抱えやすくなることを指摘している。

日本における外国ルーツの子どもに関する研究は、学校を中心とした地域における日本語教育や多文化共生に関することが主となっており、社会的養護にある外国ルーツの子どもへの支援に関する研究は少ない。しかし、社会的養護事由となる虐待については、尾崎（2013, 11）や岡崎（2022, 96）が、母国の価値観の相違による軽蔑の範囲の違いや、子どもが担う家族員の世話の範囲の違いなどを指摘している。また、丹羽（2022, 109-110）や松島（2019, 30）らによって、教育や福祉サービスに関する課題についての指摘もなされているなど、社会的養護に関する研究は複数見られる。ただし、社会的養護にある外国ルーツの子どもに特化された研究、実践から導き出される研究、当事者である子どもとその家庭の声から検証された研究が不足していることが今後の課題である。

この状況下で、先駆的な調査と考えられるのが、厚生労働省（2021）による調査研究である。日本における社会的養護にある外国ルーツの研究の多くが無国籍状態にあることの問題を指摘するものであるなか、日本生まれ・日本育ちの子どもといった、一見外国ルーツに関する支援を必要としないようにとらえられがちな存在への視点も含んだ研究となっ

ている。特に社会的養護にある外国ルーツの課題について、「複合的困難」（厚生労働省 2021, 150）として、子どもたちが抱える困難は、言葉・文化に係ることから派生して、コミュニケーション、学習、周囲との関係性、アイデンティティ、自己肯定感といった多岐にわたる影響が生じていることを指摘している。また、保護者の抱える困難についても、しつけ、家族観などの文化的差異や、支援者との関係構築の難しさは、家庭復帰が困難となる要因になっている（図1）。こうした状況から、言語、学習面への取組として、日本語教育、母国語の能力獲得を通して、他者に対する信頼感の回復を図ることの重要性について指摘している。また、多様性や多文化背景を尊重する支援として、アイデンティティの保障の必要性についても指摘している（図2）。

社会的養護に限定したものではないものの、南野は2022年から複数回にわたって多様な状況下にある外国ルーツの子どもと家庭の現状や課題について論じており、社会的養護における外国ルーツの子どもとその家庭への支援を検討するにあたり多くの示唆が含まれていると考えられる（南野 2022a, 2022b, 2023a, 2023b, 2023c, 2023d）。また、長棟（2019, 2021）による社会的養護における支援をとおした指摘は、外国ルーツであるからこそそのニーズを意識した支援の展開を目指すものであり、今後の社会的養護における外国ルーツの子どもへの支援に関する研究の先駆けであろう。一人ひとり特有の状況にある外国ルーツの子どもが社会的養護における支援を必要としているため、その固有性に応じた専門職として支援の構築について検討していくことが、今後一層求められる。

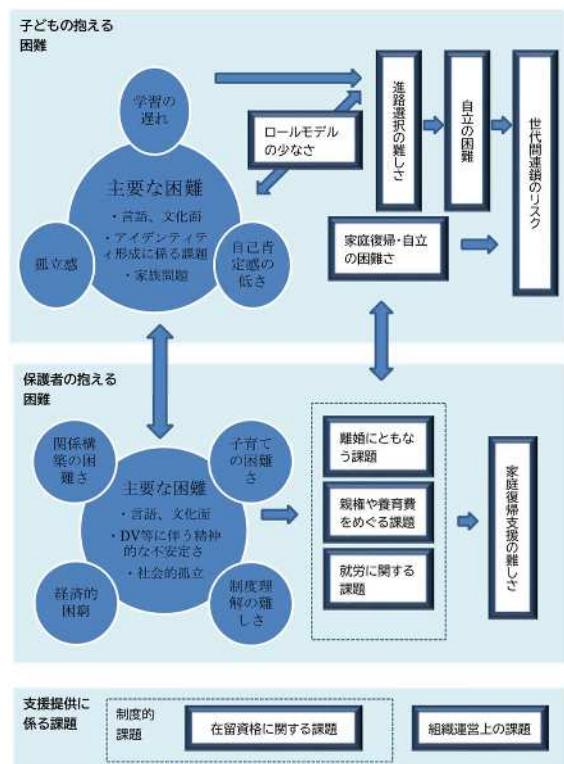


図1：複合的な問題（厚生労働省 2021, 151）

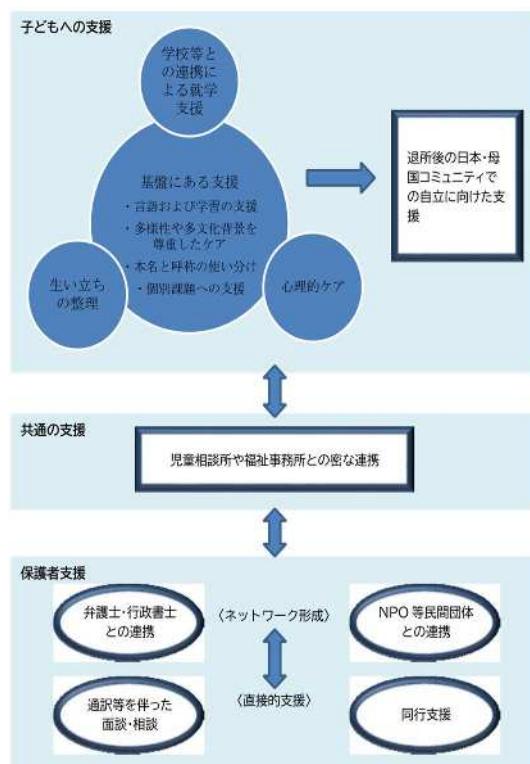


図2：支援方法（厚生労働省 2021, 153）

そこで、我々は、複合的な困難を抱える外国にルーツをもつ子どもたちの支援にあたって、固有性の課題をさらに明確化しつつ、支援専門職に求められる具体的な知識や技術、及び支援専門職向けの研修モデル等の確立を図るために、本調査研究においては、自立支援の課題が端的に表れる思春期児童に焦点化し、その自立困難の特性と自立支援に求められる知識・技術等を明確化したいと考える。

なお、本研究における「外国ルーツの子どもたち」とは、外国籍および外国にルーツをもつ子どもとする。

## 2. 方法

調査は、外国ルーツをもつ子どもを措置児童として支援した経験のある主任以上の児童養護施設職員を対象に行った。個々の外国ルーツを持つ子どもへの措置中および退所後の支援に関する項目について、半構造化面接法によりインタビュー調査を行った。調査実施場所は、職員の属する施設内とし、プライバシーが確保できる場所である。質問項目は、①施設の基本的属性、②調査協力者の属性、③退所された子どもについて（入所時の状況、入所までの経緯、入所後の経過と対応、利用した社会資源、自立の困難の特性や課題）、④調査協力者の認識（自立の困難さやその特性、求められる支援、支援者に求められる専門性）である。調査にあたり東洋大学「福祉社会デザイン学部研究等倫理審査委員会」の倫理審査を2023年6月に受審済（承認番号F2023-003S）である。2023年中に4施設において調査を実施したが、本発表においては、そのうちの1施設の結果（2事例）を報告する。

## 3. 結果

### （1）事例A

#### ①入所の経緯

Aさん（女性、現在20代後半）は10歳の頃に入所。父は日本人で母は東南アジアの国出身である。母が日本に入国後に父に出会い、本児が誕生した。病気により本児が小学3年生の時に母が死去した。その後父も病気により死去し、児童相談所に保護された。本児は日本語のみを理解し、母の母語については話せない。

#### ②入所中の様子

高校入学後にリストカットやオーバードーズなどの問題行動が生じるようになる。外国にルーツがあることと、自身のセクシュアリティに関する葛藤が背景にあったと考えられる。不安定さはあったものの、高校を3年間で卒業し、就職を決め退所した。

#### ③退所後の状況

退所後は施設職員と連絡を定期的に取り合っていたが、途中で連絡が途絶えた。同級の退所者から「大変な状況だから連絡してあげて」との連絡が入り、支援を再開した。お金

の使い方について偏り（食事にお金をかける）があり、借金や家賃の滞納などの問題を抱えていた。国籍が母の母国にあり、アパートの契約において問題が生じていた。そこで施設の協力により法人名義で部屋を借り、そこに住むこととなった。借金に関してはその時に支援に協力した弁護士と今でも連絡を取り合って対応している。職場は退所後から変わらず同じところで正規職員として働いている。

退所当時から、いずれ日本国籍の取得をしたいとの意向があったが、いまだに取得できず、3年ごとに在留期間の更新申請をしている状況である。母の母国に対する思いは強くない。外見は日本人的であるが、国籍と母の母国との特徴を持つ名前について、違和感を抱いている。

#### ④自立支援の取り組み

施設入所中は情緒的な不安定さに着目した取り組みを行なっていた。退所後はアパート契約のトラブルを機に直接的な支援を再開した。情緒的な支えや家賃などの金銭面の問題に対する取り組みが主であった。日本国籍取得や外国ルーツによる本人のアイデンティティに関する具体的な取り組みについて、インタビューに協力した職員は、支援を振り返る中で気づきを得た様子が窺えた。

### （2）事例 B

#### ①入所の経緯

Bさん（女性、現在20代後半）は小学6年生の時に入所。母は東南アジアの国出身である。母が本児を妊娠した状況で入国し、本児が生まれた。4人きょうだいの長子だが、他の3人とは父親が異なる。本児のみ日本国籍ではなく、顔立ちは東南アジア系である。他のきょうだいは日本国籍である。母は歓楽街で子どもと共に暮らしていた。母には知的および精神的な課題がある様子が見られる。日本に長く暮らすものの日本語が理解できず、母の母語が理解できないBさんと意思の疎通が難しかった様子である。また経済的に困窮していた。そうしたことが背景にあり、心理的虐待や身体的虐待により、きょうだいと共に児童相談所に保護された。性的虐待（継父実母の性交渉の目撃）も生じていた様子である。ただし母親は虐待の事実を認めていない。

#### ②入所中の様子

入所後は性的な問題行動をとることがあった。高校に入学したものの、卒業はせずに18歳で家庭引き取りという形で退所した。

#### ③退所後の状況

家庭に戻ったものの、すぐに母との関係悪化により家出をし、SNSで出会った男性のもとで暮らし始めた。その男性との子どもを妊娠し、19歳で出産した。その男性も社会的養護出身者である。Bさんは母の母国（タイ）の国籍が取得できているかわからない状況のため、その男性と婚姻関係を結ぶことができなかった。子どもについては男性の認知により日本国

籍を取得している。その後、Bさんはこの男性と別れ、現在は子どもと2人で暮らしている。1年ごとに日本の在留期間の更新申請をしている状況である。

#### ④自立支援の取り組み

入所中は、虐待等の家族の問題に着目した支援が行われた。異性との関係性における問題を抱えているため、退所後はその点に着目した支援が主たる内容となった。外国ルーツに対する配慮を含む支援は、情緒的な支えと共に子どもの日本国籍取得のための父親の認知への働きかけがある。B

さんに日本国籍がないことが生活上の障壁になっているとの認識があったため、子どもの認知の重要性を職員は意識していた様子である。

#### (3)「分かる」と「国籍」

それぞれの事例について、逐語録を作成したのちに形態素分析を行い、出現数が比較的多く特徴的だと判断した用語として動詞の「分かる」(出現数30、動詞の出現数3番目)と名詞の「国籍」(出現数38、名詞の出現数4番目)に着目した。形態素分析にはテキスト分析ソフトのKH Coder(樋口2014)を用いた。

「分かる」については、そのほとんどが否定形で使用されていた(表1)。親が外国出身で言語の問題や、生活習慣の違い等から正確な情報が入ってこない状況がこれらの説明から想像できる。情報の少なさは外国ルーツのケースにおける特徴となっており、それが支援の難しさにつながっている可能性がある。

「国籍」については、それぞれの事例における退所後の生活で大きな障壁として語られていた(表2)。施設内での支援においてそれほど重要さを認識することはなかったが、退所後に国籍の問題が大きな障壁になることを職員が知り、対応を迫られる様子が伺える。外国ルーツの人々が抱える課題についての知識の少なさがこうした事後対応に現れている。

表1:「分かる」の使用例

- ・ お母さまのほうが先に亡くなっているので、彼女から聞く、ちらっとした情報しか分からない感じです、こちらは。(事例A)
- ・ 外国籍っていう部分の、本人がどのぐらい意識してるか分からないんですけど、そういう部分の重荷っていうか、足かせみたいなのがすごくあるのかなと思って(事例A)
- ・ 不安とか孤独感があるのかもしれないなって思いながら。何が良かった、悪かった、分かんないですけど。(事例B)
- ・ そこを奪われたくないって思いもあるのか、それはちょっと分かんないですけど。(事例B)
- ・ でも、分かんないですけど、性虐があったんじゃないかっていう。(事例B)

表2:「国籍」の使用例

・ 私たち周りは、その職場から、国籍のことがなければ、もう本当にそこをいったん辞めて、少しゆっくり癒やして、次のこと（事例A）
・ 想像ですけど、日本で生まれ育っているにもかかわらず、国籍が取れないっていうことの、なんで？みたいな思いは少なからずあったんだろう（事例A）
・ ○○（外国名）国籍だったっていうことが後々分かって、支援を進めたっていう感じのケースになりますね。（事例B）
・ その子の国籍問題がかなりごちゃついていて、結婚ができない、婚姻関係結べずに母子で。（事例B）

#### 4. 考察

##### （1）外国籍ゆえのアイデンティティの確立の難しさ

日本では、日本国籍がないと定期的に在留申請をする必要がある。またアパートの契約や就職などにおいても足枷になっている。これらのことは単に日本での生活をしにくくするだけでなく、日本で育ち、日本の価値規範を身につけた彼らに対して、アイデンティティ形成上の障害となっている。退所後に彼らが自身で国籍取得を目指すのは難しく、親の協力等も必要なため、児童相談所と児童養護施設が子どもの入所中に、取得に向けた取り組みをすることが、彼らの退所後の生活を支えることにつながると考える。

##### （2）入所理由と家族の状況の調査

今回事例として分析対象とした2名について、入所前の家族背景等の状況について不明な点が多く見られた。国を跨ぐ事によって、法制度や慣習、言語の違いにより、把握が難しいというのが理由であるが、情報不足により適切なアセスメントができず、それが適切に支援することを阻んでいたと考えられる。日本において子どもを保護する際に、親の出身国にも情報提供を求めるなどの取り組みが可能になることが解決方法の一つになるかもしれないと考える。

##### （3）エスニシティに着目した自立支援

事例でも紹介したとおり、外国ルーツの子どもへの支援において必要な情報や配慮すべき点について職員が適切に認識していない様子が伺えた。これはこの施設だけの問題ではなく、施設養護において外国ルーツによるアイデンティティの形成の困難性に着目した支援や、日本とは異なるルーツを持つ子どもに対するルーツの国の生活習慣や言語の習得の重要性についての職員の理解が低いことが要因として考えられる。背景として専門職養成（社会福祉士や保育士）及びその後の研修等においてエスニシティを尊重する支援について学ぶ機会が少ないと考えられる。

## 5. 今後の課題

今回の報告では1施設における2事例という小規模のデータ分析であるため、外国ルーツを持つ児童養護施設入所児童への支援において、一般化できるに足る十分な考察ができるとは言えない。今後、こうした事例検討や大規模な状況把握のための調査を行うことで、適切な支援方法についての検討が進むと考えられる。

なお本研究はJSPS科研費 23K01917（社会的養護における外国ルーツの思春期児童への自立支援に関する研究）の助成を受けたものである。

## 文献

- ・ 荒牧重人・榎井緑・江原裕美・他（2022）『外国人の子ども白書：権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から 第2版』 明石書店
- ・ 樋口耕一（2014）『社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して』 ナカニシヤ出版
- ・ 厚生労働省（2021）『児童養護施設等における外国籍等の子ども・保護者への対応等に関する調査研究報告書（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）』 みずほ情報総研株式会社
- ・ 松島京（2019）「社会学からの政策研究へのアプローチ」『医療福祉政策研究』 2巻1号 27-36
- ・ 南野奈津子（2020）「福祉的支援を必要とする外国人の子どもたち」南野奈津子編『一緒に考える外国人支援：関わり・つながり・協働する』 119-139
- ・ 南野奈津子（2022a）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第1回）：『外国ルーツの子ども家庭』とは？」『教育と医学』 70巻4号 344-351
- ・ 南野奈津子（2022b）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第2回）：『トランスナショナル』な生活者」『教育と医学』 70巻5号 438-445
- ・ 南野奈津子（2022c）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第3回）：外国ルーツの子ども家庭と格差」『教育と医学』 70巻6号 532-539
- ・ 南野奈津子（2023a）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第4回）：在留資格」『教育と医学』 71巻1号 46-53
- ・ 南野奈津子（2023b）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第5回）：外国ルーツの子どもや保護者が直面する『壁』」『教育と医学』 71巻2号 138-145
- ・ 南野奈津子（2023c）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第6回）：外国ルーツのヤングケアラー」『教育と医学』 71巻3号 234-241
- ・ 南野奈津子（2023d）「外国ルーツの子ども家庭を支える（第7回）：日本語支援をめぐ

る現状と支援の展望』『教育と医学』71巻4号 330-337

- ・長棟李奈(2019)「現場実践レポート 児童養護施設で暮らす外国籍の子どもへの支援」『子どもと福祉』12巻 91-94
- ・長棟李奈(2021)「外国ルーツの子どもへの社会的養護」『教育』905巻 24-29
- ・丹羽雅雄(2022)「親による虐待、ネグレクト」荒牧重人・榎井緑・江原裕美・他『外国人の子ども白書：権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から 第2版』明石書店 108-110
- ・岡崎秋香(2022)「親による虐待、ネグレクト」荒牧重人・榎井緑・江原裕美・他『外国人の子ども白書：権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から 第2版』明石書店 94-96
- ・尾崎慶太(2013)「児童の権利に関する条約からみた外国籍児童の要養護問題と児童相談体制の課題」『研究紀要』14巻 7-17